

○広島国際大学医療栄養学部履修規定

2014年2月7日

広学内050

改正 2015年3月25日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学医療栄養学部の授業科目の履修方法等について定める。

(授業科目の分類、配当年次・学期および時間数)

第2条 授業科目の分類は、卒業要件との関連で必修科目および選択科目(選択必修科目を含む)とする。

2 開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第3条 授業科目は、学科の定めるところにより履修しなければならない。

(他大学および他学部等における授業科目の履修ならびにその取扱い)

第4条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む)との協議に基づき、学長は、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 短期大学または高等専門学校(専攻科)における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成3年度文部省告示第68号に定めるもの)を教育上有益と認めるときは、本大学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により修得した単位については、学部長は教授会の議に基づき、30単位を限度として卒業の要件として認めることができる。

4 教育上有益と認めるときは、学部間の協議に基づき、学長は、学生に他学部の科目を履修させることができる。修得した単位については前項に準じる。

(卒業に必要な単位数)

第5条 卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

科目区分				医療栄養学科	
				必修	選択
共通 教育 科目	教養 科目	国際	国際社会の理解	—	2
		学際	人間と思想・文化	—	4
			人間と現代社会	—	
			人間と科学・技術	—	
	基礎 教育 科目	共通基礎	人文科学	—	2
			社会科学	—	2
自然科学			—	4 ^{*1}	

	情報処理	2	
	外国語	6	
	保健体育	1	1
	特講	2	
	計	11	15
		26単位以上	
専門 教育 科目	専門基礎分野	46	6 ^{*2}
	専門応用分野	58	
	計	104	6
		110単位以上	
卒業必要単位数		136単位以上	

*1 「化学(2単位)」または「生物学(2単位)」のうちいずれか1科目2単位を含む、4単位を修得すること。

*2 『専門応用分野』の選択必修科目2単位を含む、『専門基礎分野』および『専門応用分野』ならびに別表第2の1栄養に係る教育に関する科目の「学校栄養教育論Ⅰ」、「学校栄養教育論Ⅱ」から6単位を修得すること。

第2章 履修申請

(履修許可)

第6条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請書により学部長に申請して許可を得なければならない。

(履修申請)

第7条 履修申請書は、毎年学部長が定める期間および申請要領に従って、提出しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請書を提出しない者は、履修を許可しない。
- 3 既に合格または単位を認定した授業科目を再度履修することはできない。
- 4 同時に重複して履修することはできない。
- 5 前項にかかわらず、新たに履修する科目と前年度不合格科目とが重複する場合、前年度不合格の必修および選択必修科目(成績評価Dの科目に限る)について3科目以内は、再受験科目として重複申請することができる。ただし、実験・実習・演習科目を除く。
- 6 授業科目によっては、その内容との関連において別に定める授業科目(以下「先修科目」という)の単位を前もって修得していなければ、当該科目の履修を許可しないことがある。
- 7 先修科目については、別表第2に定める。

(履修単位の上限)

第8条 1年間に履修申請できる単位数は、60単位以内とする。ただし、留学生特例科目、卒業に必要な単位数に含まれない科目および再受験科目として申請している科目を除く。

- 2 所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 第1項にかかわらず、編入学した者および学部長が特に許可した者はこの限りでない。

(履修申請科目の変更等)

第9条 履修申請書の提出後は、授業時間割の変更の場合を除いて、原則として追加、訂正および変更を認めない。

(履修許可の取消し)

第10条 履修許可後においてこの規定および履修申請要領等に違反して申請していることが判明したときは、当該科目の履修許可を取り消す。

(履修辞退)

第11条 学生から履修辞退の申し出があった場合、教育的効果を考慮してこれを認めることがある。

2 履修辞退の手続方法、その他必要な事項は学部長が別に定める。

第3章 教職課程

(教育職員免許状の種類)

第12条 学則第29条の2に定める教育職員免許状の種類は、つぎのとおりとする。

学科	免許状の種類
医療栄養学科	栄養教諭一種免許状

(基礎資格および最低修得単位)

第13条 栄養教諭一種免許状(以下「栄教一種免」という)を取得するためには、基礎資格として、学士の学を有し、かつ、別表第3に定める教育職員免許状取得のために必要な科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(履修申請)

第14条 前条の単位修得のためには、第7条に定める履修申請書のほか、栄養教育実習を履修するためには、別に定める申請要領に従って、教育実習申請書を学部事務室を経て学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

(教育職員免許状出願手続)

第15条 第13条に定める単位を修得した学生は、別に定める期間および出願要領に従ってつぎの各号に掲げる書類に手数料を添えて、学部事務室を経て呉教務課に提出し、免許状の交付事務を依頼することができる。

イ 教育職員免許状授与申請願

ロ 教育職員免許状授与願・宣誓書・履歴書

第4章 成績評価および試験

(成績評価等)

第16条 成績の評価は学則第26条に定めるところにより、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行う。

2 成績はS・A・B・C・D・E・*の7種の評語をもって表し、その評価基準はつぎのとおりとする。また、それぞれのグレードポイント(以下「GP」という)はつぎのとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべてCの評語とする。

「S」：100～90点(GP：4)

「A」：89～80点(GP：3)

「B」：79～70点(GP：2)

「C」：69～60点(GP：1)

「D」：59～30点(GP：0)

「E」：29～0点(GP：0)

「*」：評価不能

- 3 成績評価S、A、B、Cを合格とし、所定の単位を与える。
- 4 編入学等で単位認定を受けた授業科目は、「認」と表示する。また、再入学および転学部等で単位を認定した科目の評価は、学部長が別に定める。
- 5 単に合格または不合格をもって示す授業科目は、当該科目が合格の場合は「G」、不合格の場合は「F」と表示する。
- 6 第2項の成績評価による学業結果を有効利用するために、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)を用いる。
- 7 前項に定めるGPAは、各履修科目の単位数にGPを乗じた積の合計を、総履修単位数で除して算出する。
- 8 つぎの授業科目は、GPAの計算対象としない。
 - イ 卒業要件に含むことができない授業科目
 - ロ 評価を「認」、「G」、「F」で表示する授業科目
 - ハ 履修辞退した授業科目(ただし、再履修した授業科目を辞退した場合は、既に評価された成績をもって計算対象とする)
 - ニ その他別に定める授業科目

(試験の方法等)

第17条 試験は、履修許可を得た科目についてのみ受けることができるものとする。

- 2 試験は、当該科目の授業期間中に担当教員が随時行うものとする。
- 3 試験の方法は、筆記、口頭試問および実技とする。
- 4 教育上必要な場合は、追試験および再試験を実施することがある。
- 5 追試験は、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行う試験をいう。
- 6 再試験は、日常の学修状況が良好であるにもかかわらず、成績が合格点に達しなかった者に対して行う試験をいう。ただし、実験・実習・演習科目は除く。

(追試験および再試験の申請ならびに許可)

第18条 前条第5項の追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了日の翌日から起算して3日以内に、その理由を証明する書類を添えて受験不能届兼追試験願書を学部長に提出して許可を得なければならない。

- 2 再試験が受けられる授業科目数は、学部長が別に定める。
- 3 追試験および再試験の申請要領ならびに実施要領は、学部長が別に定める。

第5章 1年間の授業期間および授業時間

(1年間の授業期間)

第19条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業出席の義務)

第20条 学生は、履修許可を受けたすべての授業に出席し、遅刻、欠席等のないよう努めなければならない。

(授業時間)

第21条 授業は、2時間を1時限として、つぎのとおりとする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00~10:30	10:0~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50

第6章 卒業研究

(卒業研究着手の要件)

第22条 第3年次後期に担当した授業科目「卒業研究Ⅰ」を履修するためには、つぎの要件を充足していなければならない。

共通教育科目	必修科目11単位および選択科目15単位を含め、26単位以上修得
専門教育科目	必修科目82単位以上修得

2 前項にかかわらず、学部長が特に認めた者はこの限りでない。

第7章 雑則

(その他)

第23条 この規定に定めるもののほか、授業科目の履修等に関して必要な事項は、学部長が定める。

(規定の改廃)

第24条 この規定の改廃は、学部長会議および教授会の議を経て、学長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2014年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2015年4月1日から施行する。

別表第1

別表第2

別表第3

別表第1

開設する授業科目の分類、配当年次・学期および時間数

1 共通教育科目

- 注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目
- 注2 時間数を()で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。
- 注3 教養科目は1年次または2年次で開講する。

科目区分	授業科目	単位数	配当年次・学期・時間数								備考					
			1年次		2年次		3年次		4年次							
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
教養科目	国際 国際社会の理解	国際社会の理解Ⅰ	2		(30)	(30)	(30)									
		国際社会の理解Ⅱ	2		(30)	(30)	(30)									
		国際社会の理解Ⅲ	2		(30)	(30)	(30)									
	学際	人間と思想・文化	人間と思想・文化Ⅰ	2		(30)	(30)	(30)								
			人間と思想・文化Ⅱ	2		(30)	(30)	(30)								
			人間と思想・文化Ⅲ	2		(30)	(30)	(30)								
		人間と現代社会	人間と現代社会Ⅰ	2		(30)	(30)	(30)								
			人間と現代社会Ⅱ	2		(30)	(30)	(30)								
			人間と現代社会Ⅲ	2		(30)	(30)	(30)								
		人間と科学・技術	人間と科学・技術Ⅰ	2		(30)	(30)	(30)								
			人間と科学・技術Ⅱ	2		(30)	(30)	(30)								
			人間と科学・技術Ⅲ	2		(30)	(30)	(30)								
		共通基礎	人文科学	哲学	2	(30)	(30)									
				文学	2	(30)	(30)									
倫理学	2			(30)	(30)											
心理学	2			(30)	(30)											
日本語表現法	2			(30)	(30)											
芸術学	2			(30)	(30)											
文化人類学	2			(30)	(30)											
コミュニケーション論	2			(30)	(30)											
社会科学	日本国憲法		2	(30)	(30)											
	経済学		2	(30)	(30)											
	社会学		2	(30)	(30)											
	歴史学		2	(30)	(30)											
	政治学		2	(30)	(30)											
	教育学		2	(30)	(30)											
自然科学	統計学		2	(30)	(30)											
	数学		2	(30)	(30)											
	物理学		2	(30)	(30)											
	化学		2	(30)	(30)											
	生物学		2	(30)	(30)											
基礎教育科目	情報処理		情報処理Ⅰa	①	(30)	(30)										
			情報処理Ⅰb	①	(30)	(30)										
		情報処理Ⅱ	1			(30)	(30)	(30)	(30)							
		情報処理Ⅲ	1			(30)	(30)	(30)	(30)							
		情報倫理	1	(15)	(15)											
	外国語	英語Ⅰa	①	30												
		英語Ⅰb	①		30											
		英語Ⅱa	①	30												
		英語Ⅱb	①		30											
		英語Ⅲa	①			30										
		英語Ⅲb	①				30									
		英語Ⅳa	1			30										
		英語Ⅳb	1				30									
		英語Ⅴa	1					30								
		英語Ⅴb	1						30							
ドイツ語a		1	30													
ドイツ語b		1		30												
中国語a		1	30													
中国語b	1		30													
韓国語a	1	30														
韓国語b	1		30													
保健体育	スポーツⅠ	①	(15)	(15)												
	スポーツⅡ	1	(30)	(30)												
	スポーツⅢ	1	(30)	(30)												
特講	基礎ゼミナール	①	30													
	キャリア開発演習Ⅰ	①		30												
	Global Communication	2			(30)	(30)										

【留学生特例科目】

科目区分	授業科目	単位数	配当年次・学期・時間数								備考		
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎教育科目	共通基礎 社会科学	日本事情Ⅰ	2	30									
		日本事情Ⅱ	2		30								
	外国語	日本語Ⅰa	2	30									
		日本語Ⅰb	2		30								
		日本語Ⅱ	2			30							

[注] 留学生特例科目において修得した単位は、学部および学科で履修すべき単位数のうち、次に掲げるもので代えることができる。ただし、その履修に関しては学部または学科の指示に従うものとする。

- 1 共通教育科目の共通基礎社会科学の2単位までを「日本事情Ⅰ」の単位数
- 2 共通教育科目の外国語の6単位までを「日本語Ⅰa」、「日本語Ⅰb」および「日本語Ⅱ」の単位数

2 専門教育科目

- 注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目
 注2 単位数を□で囲んだ授業科目は選択必修科目
 注3 時間数を()で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

科目区分	授業科目	単位数	配当年次・学期・時間数								備考		
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門基礎分野	医療人養成に向けた基礎教育	チュートリアル	①	30									
		管理栄養士概論	②	(30)	(30)								
		早期体験学習	①	(30)	(30)								
		臨床医学概論(生命倫理を含む)	②	(30)	(30)								
	社会・健康と環境	公衆衛生学Ⅰ	②	(30)	(30)								
		公衆衛生学Ⅱ	②			(30)	(30)						
		健康栄養管理学	②	(30)	(30)								
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	人体の構造とその機能	②	(30)	(30)								
		生理解剖学実習	①	(45)	(45)								
		生物有機化学	②	(30)	(30)								
		栄養化学実験	①	(45)	(45)								
		生化学Ⅰ	②	(30)	(30)								
		生化学Ⅱ	②			(30)	(30)						
		生化学実験	②			(90)	(90)						
		臨床病態学Ⅰ	②			(30)	(30)						
		臨床病態学Ⅱ	②			(30)	(30)						
		微生物と生体防御	②			(30)	(30)						
	食べ物と健康	食べ物と栄養Ⅰ	②	(30)	(30)								
		食べ物と栄養Ⅱ	②	(30)	(30)								
		実験・食べ物と栄養	①	(45)	(45)								
		食品加工学	②			(30)	(30)						
		食品加工学実習	①			(45)	(45)						
		食の安全とその実践	②			(30)	(30)						
		食品衛生学実習	①			(45)	(45)						
		感染症とその薬	2					(30)	(30)				
		調理学	②	(90)	(90)								
		調理学実習Ⅰ	①		45								
調理学実習Ⅱ	①			45									
献立作成実習	①			(45)	(45)								

専門応用分野	基礎 栄養学	基礎栄養学	②			(30)	(30)					
		基礎栄養学実験	①			(45)	(45)					
	応用 栄養学	応用栄養学概論	②			(30)	(30)					
		ライフステージ栄養学	②					(30)	(30)			
		スポーツ栄養学	②					(30)	(30)			
		応用栄養学実習	①					(45)	(45)			
	栄養 教育論	栄養・健康教育論	②	(30)	(30)							
		行動科学と栄養教育	②			(30)	(30)					
		栄養カウンセリング論	②					(30)	(30)			
		健康・栄養マネジメント実習	①			(45)	(45)					
		栄養教育プログラム実習	①					(45)	(45)			
	臨床 栄養学	臨床栄養学概論	②			(30)	(30)					
		医療・福祉・介護と栄養ケア	②					(30)	(30)			
		栄養ケア技術実習	①			(45)	(45)					
		栄養ケアマネジメント各論Ⅰ	②					(30)	(30)			
		栄養ケアマネジメント各論Ⅱ	②					(30)	(30)			
		疾病別栄養管理実習	①					(45)	(45)			
	公衆 栄養学	社会環境と健康・栄養政策	②			(30)	(30)					
		公衆栄養マネジメント	②					(30)	(30)			
		食事調査実習	①					(45)	(45)			
		公衆栄養学実習	①					(45)	(45)			
	給食 経営管理論	給食経営管理総論	②			(30)	(30)					
		給食経営管理各論	②			(30)	(30)					
		給食経営管理実習Ⅰ	①					45				
		給食経営管理実習Ⅱ	①						45			
	食医 特論	栄養薬学	2					(30)	(30)			
		食医養生論	②	(30)	(30)							
		薬食同源思想	②			(30)	(30)					
		薬膳実習	①			(45)	(45)					
		在宅栄養管理・食の力開発論	②					(30)	(30)			
ソーシャルマーケティング論		2							(30)	(30)		
総合 演習	総合専門演習Ⅰ	②							(60)	(60)		
	総合専門演習Ⅱ	②							(60)	(60)		
臨地 実習	臨地実習Ⅰ(給食の運営)	①					(45)	(45)				
	臨地実習Ⅱ(給食経営管理論)	Ⅰ							(45)	(45)		
	臨地実習Ⅲ(臨床栄養学)	①							(45)	(45)		
	臨地実習Ⅳ(臨床栄養学)	Ⅰ							(45)	(45)		
	臨地実習Ⅴ(公衆栄養学)	Ⅰ							(45)	(45)		
卒業 研究	卒業研究Ⅰ	②							60			
	卒業研究Ⅱ	②							(60)	(60)		
	専門職連携演習	①							(30)	(30)		

別表第2

先修科目

I A欄に掲げる授業科目を履修するためには、B欄に掲げる授業科目(先修科目)の単位を、2年次終了時までには修得していなければならない。

A欄	B欄
<p>臨地実習 I (給食の運営) (3年次)</p>	<p>食の安全とその実践、献立作成実習、応用栄養学概論、給食経営管理総論、給食経営管理各論、給食経営管理実習 I</p>

II A欄に掲げる授業科目を履修するためには、上記 I の A欄および以下に掲げる B欄の授業科目(先修科目)の単位を、3年次終了時までには修得していなければならない。

A欄	B欄	
<p>臨地実習 II (給食経営管理論) (4年次)</p>	<p>栄養ケアマネジメント各論 I</p>	
<p>臨地実習 III (臨床栄養学) (4年次)</p>		<p>臨床病態学 I 臨床病態学 II 臨床栄養学概論 栄養ケア技術実習 栄養ケアマネジメント各論 II 疾病別栄養管理実習</p>
<p>臨地実習 IV (臨床栄養学) (4年次)</p>		<p>行動科学と栄養教育 ライフステージ栄養学 給食経営管理実習 II</p>
<p>臨地実習 V (公衆栄養学) (4年次)</p>		<p>公衆衛生学 II 社会環境と健康・栄養政策 公衆栄養マネジメント 公衆栄養学実習</p>

別表第3

教育職員免許状取得のために必要な科目

1 栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数		左記科目に対する本大学での科目等				
科目	最低修得単位数	授業科目	単位数	履修年次	時間数	
					前期	後期
栄養に係る教育に関する科目	4	学校栄養教育論Ⅰ	②	3	(30)	(30)
		学校栄養教育論Ⅱ	②	3	(30)	(30)
最低修得単位数合計	4	最低修得単位数合計	栄教一種免 4単位			

注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目
- 2 時間数を()で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

2 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	履修年次	時間数	
						前期	後期
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容 (研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	②	1	(30)	(30)
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	4	教育原理	②	1	(30)	(30)
			学校教育心理学	②	2・3	(30)	(30)
			教育制度論	②	2	(30)	(30)
教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・道徳及び特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育課程論	②	2	(30)	(30)
			特別活動論	②	3	(30)	(30)
			教育方法論	②	2	(30)	(30)
生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4	生徒指導論	②	2・3	(30)	(30)
			教育相談	②	3	(30)	(30)
栄養教育実習		2	栄養教育実習Ⅰ	①	4	—	—
			栄養教育実習Ⅱ	①	4	—	—
教職実践演習		2	教職実践演習(栄養教諭)	②	4		30
最低修得単位数合計	栄教一種免	18単位	最低修得単位数合計	栄教一種免 22単位			

注

- 1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目
- 2 時間数を()で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

3 その他教育職員免許法施行規則で定める科目

教育職員免許法施行規則に 定める科目および単位数	左記科目に対する本大学での科目等					
	科目	授業科目	単位数	履修 年次	時間数	
					前期	後期
日本国憲法	日本国憲法	②	1	(30)	(30)	
体育	スポーツⅠ	①	1	(15)	(15)	
	スポーツⅡ	1	1	(30)	(30)	
	スポーツⅢ	1	1	(30)	(30)	
外国語コミュニケーション	英語Ⅱa	①	1	(30)	(30)	
	英語Ⅱb	①	1	(30)	(30)	
情報機器の操作	情報処理Ⅰa	①	1	(30)	(30)	
	情報処理Ⅰb	①	1	(30)	(30)	

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目

2 時間数を()で囲んだ授業科目は前期または後期で開講する。

3 「スポーツⅡ(1単位)」または「スポーツⅢ(1単位)」のうち、いずれか1科目1単位を修得すること。